



## レパード玉熊ボクシングジム後援会規約

### 第1条（名称）

本会は、レパード玉熊ボクシングジム後援会と称する。

### 第2条（目的）

本会は、レパード玉熊ボクシングジム（以下、「玉熊ジム」という）を応援する会員によって構成され、玉熊ジム方針に則り、

- ①興行協力、寄付等による玉熊ジム運営支援
  - ②チケット購入等によるジム所属プロ選手の応援
  - ③若手プロ選手の育成協力
  - ④会員相互の親睦を深める
- ことを主な目的とする。

### 第3条（組織）

本会は前項の目的達成のため、レパード玉熊ボクシングジム後援会を設置し、公正誠実に玉熊ジム後援活動を行う。

### 第4条（役員）

1. 本会運営のために、以下の役員を置く。

- ①会長 1名：本会を代表し、統括する。
- ②副会長 2名：会長を補佐し、会長が職務遂行が出来ない際はこれを代行する。
- ③事務局長 1名：本会の事務全般を統括する。
- ④会計 1名：本会の会計を行う。（事務局長が兼務可能とする。）
- ⑤会計監査 1名：本会の会計を監査する。

2. 役員任期は、2年間とする。

3. なお、後援会会長が副会長、事務局、会計、会計監査に関して増減員、兼務の必要性があると判断した場合はこの人数の限りでない。

4. 役員再任及び選出については、玉熊ジム幹部（玉熊会長、金田隆コーチ、青山文彦氏、斉藤早苗氏）の意見を参考にしながら現役員会が指名する。

5. 役員選出にあたっては、本人及び本人の関係者が反社会的勢力に関係すると認められた場合には即座に罷免されることとする。



#### 第5条（運営の意思決定）

1. 本会の運営は、玉熊ジム幹部（玉熊会長、金田隆コーチ、青山文彦氏、斉藤早苗氏）の意見を参考にしながら役員会の総意にて決定される。
2. 運営方針については、第8条記載の方法で会員に適宜通知する。

#### 第6条（会員）

本会は、前条の目的に賛同し、本会对し入会申込を行い、本会が入会を承認した者を会員とする。

#### 第7条（入会の承認）

1. 本会は、別途定める方法にて入会申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に入会を承認する。
2. 本会は、本会への入会申込を行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合は、本会への入会を承認しない場合がある。
  - ①本人及び本人の関係者が反社会的勢力に関係すると認められた場合
  - ②過去（入会申込をした時点を含む）に本規約の違反等により本会の入会承認が取り消され、または除名処分とされたことがある場合
  - ③入会申込の内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合
  - ④その他、本会が会員とすることを不相当と判断する場合

#### 第8条（会員への通知）

1. 本会は、会員に対し、郵便物、メール及び玉熊ジムのウェブサイト上への表示、その他 本会が適当と判断する方法により、必要な情報を通知する。

#### 第9条（会費）

1. 会員は、本会に対し、以下に定める年会費を納めることとする。なお、納入方法等は、本会が別途定めるものとする。

個人年会費 1口 1万円  
法人年会費 1口 3万円
2. 会員は、次条に定める有効期限を延長して、会員資格を継続させる場合には、本会に対し、有効期限が満了する日の前日までに、前項記載の年会費を納めることとする。
3. 会員は、入会の時期にかかわらず年会費を納めることとし、本会に対して、入会の時期に応じた年会費の償還を求めることができないこととする。
4. 7月以降入会の場合は、当該年の会費は半額とする。



#### 第10条（会員資格の有効期限）

1. 会員資格の有効期限は、当年1月1日から12月31日までの1年間とする。  
ただし、初年度の有効期限の始期は入会日からとし、終期は同じく12月31日までとする。
2. 会員資格の継続を希望する会員で、第9条第1項のとおり終期満了前に年会費を納めた会員については、会員資格を1年間延長する。継続希望会員が、半年会費を支払わない場合は、退会とする。
3. 会員資格の継続を希望する会員で、有効期限経過後に年会費を納入した会員については、納入した日から12月31日までを有効期限とする。
4. 前項に該当する会員は、有効期限満了後、再入会日までの期間に実施された会員サービスを受けることができない。

#### 第11条（会員サービス）

会員は、以下の会員サービスを受けることができる。詳細は別途定めることとする。

- ①会員証の発行
- ②オリジナルグッズの特別割引
- ③玉熊ジムが興行する場合に試合チケットの先行予約や割引等
- ④会報の発行（メール等を含む）
- ⑤玉熊ジムが興行する場合に試合パンフレット記名
- ⑥懇親会案内送付
- ⑦その他本会が定める会員サービス

#### 第12条（会員の義務）

1. 会員は、本会から付与された会員証、会員番号を自己の責任で管理することとし、第三者の使用等により会員に損害が生じた場合であっても、本会は一切の責任を負わない。
2. 会員は、入会申込書に記載された住所、電話番号等に変更が生じた場合、速やかに本会に変更の届出を行うこととする。
3. 会員が、前項記載の変更の届出を怠り、本会からの告知到達しなかった場合、本会は一切の責任を負わないものとする。

#### 第13条（禁止事項）

- ①本会から入手した映像、音声、イラスト、データ等（以下、「映像等」という）について、著作権法で認められた範囲を超えて、複製、販売、出版、放送可能化等のために利用すること。
- ②玉熊ジム、選手その他の第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害、あるいは侵害するおそれのある行為をすること。



- ③玉熊ジム、選手その他第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損する、あるいは毀損するおそれのある行為をすること。
- ④会員サービスによって取得したチケット、グッズ等を、第三者に転売、貸与、名義変更すること、または質権の設定その他担保に供すること。
- ⑤選手に対し、連絡や面会を強要し、あるいは、本会に対し、選手への連絡や面会を申し入れること。
- ⑥本会を利用して、自己または第三者の営利を目的とした活動、およびその準備を目的とした活動を行うこと。
- ⑦本会を利用して、選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為をすること。
- ⑧本会を利用して、宗教の宣伝を含む宗教的行使、および宗教団体の設立、宗教団体への加入等、宗教上の結社に関する行為をすること。
- ⑨上記各号の他、法令または公序良俗に違反する行為もしくは本会の運営を妨害する行為を行い、あるいは行う可能性があるとして役員会が判断した場合。
- ⑩上記各号に抵触したと役員会が判断した場合、役員会は即座に注意を行うことができる。

#### 第14条（除名）

1. 会員が第13条10項による注意をしたにも関わらず改善が見られない場合は、除名処分とする。
2. 除名された場合は、直ちに強制退会となる。

#### 第15条（退会等）

1. 会員は、本会からの退会を希望する場合、本会に対し、所定の方法にて届け出ることとする。
2. 本会は、退会を希望する会員に対し、すでに納められた年会費等、本会に支払われたいかなる金銭についても返還しないこととする。
3. 退会を希望する会員が退会前に本会の会員サービスを受け、そのサービスに対し、退会時点で支払義務が発生している場合には、退会を希望する会員は、退会前に支払の清算をすることとする。

#### 第16条（会員サービスの内容変更）

1. 本会は、会員サービスの内容変更を行う際は、会員に対し事前に内容変更を通知することとする。
2. 前項の場合、本会は、会員に対し、第8条記載の方法で事前に会員に通知する。

#### 第17条（会員サービスの停止等）



1. 本会は、本会の運営状況その他の予期せぬ事情により、会員に対し、事前に何らの通知を行うことなく、会員サービスの全部または一部を停止、または中止することができることとする。
2. 前項の場合、本会は、会員に対し、第8条記載の方法で事後に会員に通知する。

#### 第18条（解散）

1. 本会は、玉熊ジムの活動状況その他の事情により当会の運営を継続しがたいと判断した場合には、当会を解散することとする。
2. 解散を決定する権限を有するのは、後援会長とする。
3. 前項により、本会が解散した場合、本会は、会員に対し、すでに納められた年会費等を返還しないこととする。
4. 解散時に後援会に残っている資金は玉熊ジムに寄付することとする。

#### 第19条（損害賠償）

会員は、本会の利用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、本会または第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負う。

#### 第20条（規約の変更等）

1. 本会が、本規約の内容を変更、追加、修正、削除等する場合は、玉熊ジム幹部（玉熊会長、金田隆コーチ、青山文彦氏、斎藤早苗氏）の意見を参考にしながら行うこととする。
2. 前項の場合、本会は、会員に対し、第8条記載の方法で事前に会員に通知する。

#### 第21条（個人情報保護）

1. 本会は、個人情報保護法その他の法令及び「個人情報の保護についての法律のガイドラン」その他のガイドラインを遵守して個人情報及び管理の適正な取り扱いを行うこととする。
2. 本会の個人情報保護及びその運営については、別紙（個人情報保護について）規定するものとする。

#### 第22条（後援会の連絡先）

1. 本会への連絡は、メールによるものとする。但し、緊急の場合は、事務局への電話となるが、対応に時間を要する場合もある。

メール：[leopardfanclub@outlook.jp](mailto:leopardfanclub@outlook.jp)

（緊急時連絡先：090-2305-8227）



附則

1. 本規約は後援会発足時から施行する。
2. 規約以外の案件実施については必要に応じ定め、第5条記載の運営の意思決定に従うこととする。

以上

2019年6月27日作成